

[別紙]
様式1

事業報告書
(自 令和4年 9月 1日 至 令和5年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人樹花会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎市魚の町7番3号サンガーデン眼鏡橋1F
- (3) 設立認可年月日 平成27年 9月9日
- (4) 設立登記年月日 平成27年 9月17日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人樹花会松崎 内科循環器内科	長崎市魚の町7番3号サンガーデン眼鏡橋1F	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年10月16日	令和 3年度決算の決定
"	理事、監事の選任、辞任の承認
令和4年11月 1日	監事の交替
令和5年 8月31日	令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定
"	令和 5年度の借入金額の最高限度額の決定

- (5) その他

なし

法人名 医療法人 樹花会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市魚の町7番3号サンガーデン眼鏡橋1F

貸 借 対 照 表

(令和5年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	17,134	I 流 動 負 債	21,382
II 固 定 資 産	24,053	II 固 定 負 債	242
1 有 形 固 定 資 産	3,598	負 債 合 計	21,624
2 そ の 他 の 資 産	20,455	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 利 益 剰 余 金	7,563
		1 そ の 他 利 益 剰 余 金	7,563
		II 基 金	12,000
		純 資 産 合 計	19,563
資 産 合 計	41,187	負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,187

法人名 医療法人 樹花会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市魚の町7番3号サカゲン眼鏡橋1F

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 9 月 1 日 至 令和 5 年 8 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	111,558
2 事業費用	116,147
事業損失	△4,588
II 事業外収益	882
III 事業外費用	19
経常損失	△3,725
IV 特別利益	2,218
V 特別損失	1,394
税引前当期純損失	△2,900
法人税等	71
当期純損失	△2,971

様式 2

法人名 医療法人 樹花会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市魚の町7番3号サンガーデン眼鏡橋1F

財 産 目 録

(令和5年 8月31日現在)

1. 資 産 額	41,187 千円
2. 負 債 額	21,624 千円
3. 純 資 産 額	19,563 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	17,134
B 固 定 資 産	24,053
C 資 産 合 計 (A+B)	41,187
D 負 債 合 計	21,624
E 純 資 産 (C-D)	19,563

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 樹花会
理事長 松崎 忠樹 殿

私は、医療法人 樹花会 の令和4会計年度(令和4年9月 1日から令和5年8月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年10月16日

医療法人 樹花会

監事 田中 典子

